

2013年4月12日

「2013年国際知財権紛争支援事業説明会」参加報告書

ジェトロソウル事務所 知財チーム

韓国知識財産保護協会(KIPRA)は、今年の2月に組織改編を行い「知財権紛争対応センター」を発足し、去る2月14日に第1回目の事業説明会を行った後、今回第2回目の事業説明会を開催しました。

第2回目は2013年度の「国際知財権紛争支援事業」に係わる説明会で、内容は以下のとおりです。

1. 日時：2013年4月11日(木) 14:00~16:00
2. 場所：韓国科学技術会館 地下1階
3. 主管：韓国知識財産保護協会 (KIPRA)
4. 主催：韓国特許庁
5. 発表者：予防戦略チーム 李・ジュウンチーム長

◆知財権紛争対応センター概要

2012年9月28日に、国家政策調整会議において国際知財権に対する対応策が策定され、2012年11月に韓国知識財産保護協会内にセンターが発足された。センターの業務は、中小・中堅企業知財権紛争能力対応力の強化のために、段階別オーダーメイド支援として①対応段階(紛争当事者に対する総合紛争対応の支援)②平時段階(紛争情報の提供及び認識拡散)③警告段階(紛争予防戦略及び対応支援)に大きく分けて支援体系を運営している。

①平時段階

紛争情報提供及び認識拡散

- ・紛争対応認識拡散及び広報
- ・オーダーメイド型紛争情報提供
- ・訴訟法律情報提供
- ・紛争情報ポータルIP-NAVI運営
- ・IP-DESK現地支援

②警告段階

紛争予防戦略及び対応支援

- ・紛争危険産業分野選定
- ・紛争コンサルティング支援
- ・企業間協議体構築
- ・知財権訴訟保険
- ・NPE s 動向及び研究報告

③対応段階

紛争当事者総合紛争対応支援

- ・警告状連携と支援強化
- ・知財権紛争対応標準マニュアル
- ・知財権紛争初動相談
- ・紛争対応専門家情報提供

今回の説明会では、上記②の警告段階における「紛争コンサルティング支援」と「知財権訴訟保険」と「企業協議体構築」について説明があった。

○「紛争コンサルティング支援」事業

海外企業との知財権紛争が予想及び発生した韓国の中小・中堅企業を対象に支援する事業で、昨年までは予防コンサルティングと対応コンサルティングに分けて運営したが、今年は、コンサルティングのタイプにより輸出前の事前分析などの予防コンサルティングと紛争被害予防戦略などの対応コンサルティングに分けて運営する。

予防コンサルティングは最大 4000 万ウォン以内で、中小企業は 70%支援、中堅企業は 50%支援し、対応コンサルティングは最大 5000 万ウォン以内で、中小企業は 70%支援、中堅企業は 50%支援する。

○「知財権訴訟保険」事業

知財権を保有している韓国内の中小・中堅企業を対象に、知財権紛争発生前の訴訟保険加入時にその訴訟保険加入費の一部を支援するもの。最大 3000 万ウォン以内で、中小企業は 70%支援、中堅企業は 50%を支援する。また、紛争が発生した時には、最大 5 億ウォン以内で補償金が支払われる保険商品である。

支援商品は以下のとおり。

訴訟提起(基本)：被保険者の侵害訴訟費用(反訴費用含む)、税関処置費用、行政措置(侵害調査・取締り費用)、その他被保険者特許保護のための法律費用

権利保護(選択)：被保険者権利防御のための費用(無効審判提訴時の対応費用、他社の商標異議申請対応費用など)、このための反訴費用、その他被保険者権利防御のための法律費用

提訴対応(選択)：被保険者が他特許侵害時に発生する訴訟費用、侵害訴訟の反訴(無効審判)費用、その他被保険者の侵害を防御するための法律費用

○「企業協議体構築」事業

共通な知財イシューを持ち、共同対応及び情報共有を目的に 3 社(中小・中堅の 2 社以上含むべき)以上で構成される協議体を対象に支援するもので、今年は協議体のコンサルティングだけでなく、教育、諮問サービスなどの常時支援を実施する計画である。企業当たり最大 2 千 500 万ウォン以内で支援する。

昨年までは業務協約(MOU)を通じて支援したが、今年は協議体登録申請により当協会です事前会議を行い協議体の構成を判断の上決定する。登録された協議体を対象に協議体コンサルティングと今年新設された常時支援を実施する。

○常時支援

国内外の判例分析、標準特許分析、反独占関連事例研究などの紛争共同対応に必要な研究教育を協議体当たり 2000 万ウォン以下で支援を行うものである。また、専門調査機関が作成した最新市場調査報告書や技術動向報告書などの情報提供のため協議体当たり 1000 万ウォン以下の支援、無料法律諮問サービス、国内外非侵害・無効など法律意見書作成のため協議体当たり 1500 万ウォン以下を支援する。この支援はコンサルティングと違い政府が 100% 支援し、企業負担はない。

常時支援を受けるためには、昨年コンサルティング課題を遂行し A 等級以上を受けた代理人の中から選ばひ、代理人が提案書を提出する。

◆企業状況別のオーダーメイド型コンサルティングの類型について

予防的な性格のコンサルティングは、展示会参加前の紛争予防、輸出前の事前分析、特許保証の対応が該当し、対応的な性格のコンサルティングは、紛争拡大予防戦略(警告状、権利行使戦略、紛争被害予防戦略、ライセンス戦略)が該当する。

◆2012 年の事業成果について

○経済的効果

被害防止効果が 417 億ウォン、利益創出効果が 5 億ウォン、輸出国増加が 76 件、取引先増加が 117 件で、全体費用的効果は計 467 億ウォンで、予算対比約 13 倍の効果があると分析された。

○事後追跡調査

コンサルティング後、輸出、納品、ライセンス提携、勝訴などの目標を達成した企業が 98 社で、輸出や納品の準備など、訴訟進行中や準備が 68 社であった。

◆コンサルティング支援事業のプロセスについて

受付け期間の広告→申込書提出→選定審査→紛争対応専門家のマッチング→課題範囲調整及び契約→コンサルティング進行(交差分析、中間・最終報告、進行管理、内部会議)→費用精算→事後追跡

コンサルティング事業は、2012 年度は 35 億ウォンの予算で 110 社を支援し、2013 年度は 50 億ウォン予算で 150 社を支援する予定である。

◆コンサルティング遂行機関として国内外の紛争対応専門家プールを運営

○国内専門家プールは 75 社で、特許、先行技術調査及び対応特許発掘支援、ライセンス交渉支援、訴訟対応支援、権利行使の支援を行っている。

毎年コンサルティングを代行した代理人を対象に、支援企業の満足度、審査委員の評価、担当者の評価に基づいて S 等級から D 等級までの評価を行い、S 等級は公知し、A 等級以上は支援企業から代理人の情報を要求する時に情報を提供している。

また、今年からは協議体常時支援事業が新設された。常時支援事業の代理人を選定する時に、評価により A 等級以上の代理人に限定した。D 等級の者には注意警告を行い 2 年連続 D 等級の場合は 1 年間の事業参加が制限される。

○海外専門家プールは 41 社で、米国、中国、日本、ドイツ、香港などの LAW FORM で構成し、管理強化を通じて海外代理人の選任及び課題内容の適切性検証、事前海外代理人に対する課題内容の検討、該当課題に対する現地代理人の遂行業務に係わる詳細記載及び報告により適正性を検討している。

◆2013 年のコンサルティング管理強化方案について

○選定審査の改善

- ・公正性強化：外部委員 2 名 → 3 名に拡大、選定審査と係わり定量審査時に紛争や輸出証拠提出時に加算点付与
- ・代理人評価：紛争対応専門家マッチング評価を新たに導入し、前年度遂行実績などマッチング評価に反映させた。
- ・クォータ制度の導入：受付け順で選定審査する件数を制限し、簡易申請書による受付けも認定(緊急を要するものは随時に受付けている)

○コンサルティング管理の改善

- ・中間点検：5000 万ウォン超過(協議体コンサルティング)の着手報告書及び内部会議を追加、3000 万ウォン以下の中間報告会は内部会議に代替、内部会議や外部会議なしに担当者との会議で進行
- ・最小期間指定：5000 万ウォン超過(協議体コンサルティング)は課題期間 5 ヶ月以上
3～5000 万ウォンは課題期間 3 ヶ月以上
3000 万ウォン以下は課題期間を 2 ヶ月以上